

兵庫労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、
兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号）
の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項
の規定により公示する。

平成22年9月17日

兵庫労働局長 白川 欽也

第4号中「1時間721円」を「1時間734円」に改める。